

令和2年4月17日

生徒および保護者の皆様へ

県立柏崎総合高等学校長
村山 和彦

臨時休業期間中の登校日の中止について

皆様には、本校の教育活動につきまして、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、令和2年4月16日に、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が全国に発令されたことに伴い、4月18日（土）以降、5月6日（水）までの臨時休業中は、生徒を登校させないことと新潟県教育委員会から指示がありました。つきましては、本校の全年次の登校日を下記のとおり中止といたします。

記

1年次	4月21日（火）	登校日の中止
2年次	4月24日（金）	登校日の中止
3年次	4月23日（木）	登校日の中止

※ 臨時休業中に発熱等の症状があった場合は、本校に連絡をお願いいたします。また、症状がなくなり体調が戻った時もお知らせください。

担当	県立柏崎総合高等学校
	教頭 山下 幸治
電話	0257-22-5288（代表）